

平成 22 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 **株 式 会 社 ベ リ サ ー ブ**
代 表 者 名 代表取締役社長 浅井 清孝
(コード番号: 3724 東証一部)
問い合わせ先 取締役 執行役員 高橋 豊
(電話番号: 03-5909-5700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 24 日開催予定の当社第 9 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、また、社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を招聘できるように変更案第 24 条及び第 32 条を新設するものがあります。なお、変更案第 24 条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 上記各条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりといたします。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日	平成 22 年 6 月 24 日

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第23条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第1条～第23条（現行どおり）</p> <p><u>（社外取締役の責任限定契約）</u></p> <p><u>第24条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役との間に、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その社外取締役と会社法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>
<p>第24条～第30条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第25条～第31条（現行どおり）</p> <p><u>（社外監査役の責任限定契約）</u></p> <p><u>第32条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により社外監査役との間に、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その社外監査役と会社法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>
<p>第31条～第33条（条文省略）</p>	<p>第33条～第35条（現行どおり）</p>

以 上